

大阪市告示第1068号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年7月31日

大阪市長 横 山 英 幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年8月5日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年8月19日（月）	
	令和6年8月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和6年8月6日（火）から 同月9日（金）まで	午前7時30分から 午後9時30分まで
	令和6年8月20日（火）から 同月23日（金）まで	
大阪市立 東成屋内プール トレーニング場	令和6年8月6日（火）から 同月9日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和6年8月20日（火）から 同月23日（金）まで	
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年8月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで

令和 6 年 8 月 3 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年 8 月 4 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年 8 月10日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年 8 月11日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年 8 月12日（月）	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年 8 月14日（水）から 同月16日（金）まで	
令和 6 年 8 月17日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年 8 月18日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年 8 月24日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで
令和 6 年 8 月25日（日）	午前 9 時から 午後 7 時30分まで
令和 6 年 8 月27日（火）から 同月30日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時30分まで
令和 6 年 8 月31日（土）	午前 9 時から 午後 8 時30分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）